

# 市民活動って？

**市民活動**とは、自発的に、**不特定かつ多数のもの**の利益の増進に寄与するため継続的に社会貢献活動を行い、**公共の利益**を目的とし、以下のように定義されています。



- ① 特定非営利活動促進法（NPO法）第二条に「特定非営利活動」とは不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいうと定義されています。
- ② また、一般的にNPOという場合は、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動する団体を指し、市民によって支えられているものを「市民活動団体」、ボランティアで構成されている団体を「ボランティア団体」ということもあります。（日本NPOセンター）

登録や施設利用ができない活動の中でよく勘違いされているもの2例を挙げます。（活動を否定するものではありません）



## 1) 生涯学習活動（個人の利益・趣味を目的とします）

教育基本法第三条に、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の理念がうたわれており、また、中央教育審議会の答申に「人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と意義付けています。

## 2) 習い事教室系（営利を目的とします）

お稽古、習い事、講座、カルチャーセンター、文化教室、私塾等  
会費が講師や先生への謝礼になっていて、講師の収入が講座の参加者数によって増減する場合もみられます。